

○ 男鹿地区消防音楽隊規程

平成7年3月20日
消本訓令 第3号

(目的)

第1条 消防音楽隊は、消防職員の士気の高揚並びに情操の涵養を図るとともに住民との連けい融和を保ち消防への認識を高め、もって消防業務の遂行に寄与することを目的とする。

(名称)

第2条 消防音楽隊の名称は、男鹿地区消防音楽隊（以下「音楽隊」という。）と称する。

(所管)

第3条 音楽隊は、総務課の所管とする。

(編成)

第4条 音楽隊は、隊長以下隊員30名以内をもって編成する。この場合において必要により楽長を置くことができる。

(隊員の任免)

第5条 隊長、楽長及びその他の隊員は、消防長が、消防職員の中から選考して任命し、一定の事由により免ずる。

2 音楽隊員は、他の職務を有する職員の兼務とする。

(音楽隊員の任務)

第6条 音楽隊員は、常に徳性を養い、技能をみがき、もって使命の達成に最善を尽くさなければならない。

第7条 隊長は、上司の命を受けて、隊員を指揮監督し、音楽隊の運営にあたる。

2 楽長は、上司の命を受け隊員の音楽技術の指導を行う。

3 隊員は、上司の命を受け、職務に従事するとともに任務を遂行する。

(総務課長の任務)

第8条 総務課長は、消防長の命を受けて隊務を掌理する。

(隊員の心得)

第9条 隊員は次の事項を守らなければならない。

(1) 楽器その他の用具の取扱いについては、細心の注意を払い、紛失又は破損しないように努めること。

(2) 常に容姿を端正にし、品位の保持に努めること。

(3) その他消防長及び隊長、楽長の指示する事項

(楽器の点検)

第10条 隊長は、毎月1回以上楽器の数及び保管状況について点検し、その運営に支障をきたさないようにしなければならない。

(演奏)

第11条 音楽隊は、次の場合に演奏し、又は派遣する。

- (1) 消防の諸式典
- (2) 各種消防行事
- (3) その他消防長が演奏を必要と認めるとき。

2 前項の規定による音楽隊の演奏又は派遣については、消防長の指定又はその承認を受けなければならない。

(演奏訓練計画)

第12条 隊長は、隊員の演奏訓練計画を作成し、これを実施しなければならない。

2 隊長は、前項の演奏訓練計画を実施したときは、演奏訓練日誌にその概要を記録しなければならない。

(講師)

第13条 音楽隊員の技術向上のため、必要がある場合は、部外から講師を招いて指導を受けることができる。

(隊員の出席)

第14条 所属長は、音楽隊が演奏又は演奏訓練を実施する場合は、所属の隊員を出席させなければならない。ただし、災害出動その他やむを得ない事由があるときは、この限りでない。

(簿冊)

第15条 音楽隊に次の簿冊を備える。

- (1) 演奏訓練日誌
- (2) 隊員名簿
- (3) 楽器及び附属品台帳
- (4) 演奏記録簿

(その他)

第16条 この規程に定めるもののほか、音楽隊について必要な事項は、消防長が別に定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。